

九州大学伊都地区自家用電気工作物保安規程

平成26年度九大規程第56号
制定：平成26年11月28日
最終改正：令和4年3月31日
(令和3年度九大規程第134号)

(趣旨)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、九州大学が伊都地区に設置する電気工作物（以下単に「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物に係る保安」という。）を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 電気工作物に係る保安に関しては、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「部局」及び「部局長」とは、別表第1に掲げるものをいう。

(総括管理)

第4条 総長は、電気工作物に係る保安の業務（以下「保安業務」という。）を総括管理する。

第5条 事務局長及び部局長は、別表第1に定めるところにより当該部局の保安業務を管理する。

(主任技術者及び補助者)

第6条 保安業務を監督させるため、主任技術者を置く。

2 主任技術者は、法第43条に基づき、本学の職員で電気主任技術者免状の交付を受けている者のうちから総長が選任する。

3 前項の規定にかかわらず、本学の職員を充てることが困難な場合には、経済産業省が定める主任技術者制度の解釈及び運用（平成25年1月28日付20130107商局第2号）の規定に基づき、本学の職員以外の者から主任技術者を選任することができる。

4 前項により選任した主任技術者については、本条第5項、第7条から第12条まで、第13条、第14条第1項、第15条及び第17条から第19条までの規定を適用するものとする。

5 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となるときは、総長が指定する者がその職務を代行する。

6 主任技術者を助け保安業務に従事する者として補助者を置き、別表第1の右欄に掲げる電気工作物を管理する設備保守担当部署の職員をもって充てる。

(指揮命令系統)

第7条 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第2に定めるところとする。

2 主任技術者がその業務上知り得た情報で、保安業務を遂行するために、別表第2に定める施設部及び外部委託業者において必要と認めるものについては、その全てを共有するものとする。

(部局長の義務)

第8条 部局長は、電気工作物に係る保安上、次に掲げる事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- (1) 年度計画に関する事項
- (2) 電気工作物の工事の計画に関する事項
- (3) 電気事故防止に関する事項
- (4) 災害対策に関する事項

2 部局長は、所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係あるときは、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。

3 部局長は、所管官庁が法令に基づいて行なう検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(使用前自主検査)

第9条 部局長は、法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の指導及び監督の下に必要な検査要員を配置した上で実施し、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

(主任技術者の職務)

第10条 主任技術者は、部局長を助け、保安業務を監督するものとする。

2 主任技術者の職務は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育及び保安訓練に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転及び操作に関すること。
- (5) 電気事故防止に関すること。
- (6) 災害発生時の措置に関すること。
- (7) 保守業務の記録に関すること。
- (8) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

3 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、保安業務の監督を誠実に行わなければならない。

(保安教育及び保安訓練)

第11条 主任技術者は、補助者に対し、保安業務を行うために必要な知識及び技能の教育を計画的に行うとともに、災害その他電気事故が発生したときの措置について、適宜実地指導訓練を行うものとする。

(工事の実施)

第12条 部局長は、電気工作物の工事を実施する場合は、その工事の内容に応じて作業責任者を選任し、主任技術者の監督の下にこれを施工するものとする。

2 部局長は、前項の工事が完成したときは、保安上、支障がないことを確認してから引き取るものとする。

(点検及び測定)

第13条 主任技術者は、別に定める基準により、電気工作物に係る保安のための巡視点検、精密点検（以下「点検」という。）及び測定を実施しなければならない。

(技術基準への適合措置)

第14条 主任技術者は、前条の点検及び測定の結果、法令に定める基準に適合しない事項が判明したときは、その旨を速やかに部局長に報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、又は使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に法令に定める基準に適合するようにしなければならない。

(運転及び操作基準)

第15条 主任技術者は、電気工作物を運転及び操作する場合に、機器の性能、取扱方法等を熟知した上、別に定める基準及び電力会社との間に締結したアクセス設備の系統連携に伴う給電運用申合せ書（以下「申合せ書」という。）により、常に安全確実に行わなければならない。

(運転停止時の保全方法)

第16条 発電設備その他電気工作物の運転を相当期間停止する場合は、停止設備と運転設備の区分を明確にした上、主要機器の第13条に定める点検、手入れ、防塵、防錆、防湿等の対策を行い、運転再開に支障がないよう保護を講じる。

2 相当期間運転を停止した発電設備その他電気工作物の運転を再開するに当たっては、第13条の点検及び測定を行うものとする。

(電気事故等の再発防止)

第17条 主任技術者は、電気事故その他異常な事態（以下「電気事故等」という。）が発生したときは、直ちに当該電気工作物の精密点検を行い、その原因を究明し、再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 補助者は、電気事故等が発生したときは、速やかにその原因、状況等について主任技術者に報告しなければならない。

(災害発生時の措置)

第18条 主任技術者は、災害発生時において電気工作物に係る保安を確保するための指揮監督を行うとともに、危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

(記録)

第19条 主任技術者及び補助者は、電気工作物に係る保安に関する記録簿を備え、これに所要事項を記録し、保存するものとする。

(責任分界点)

第20条 電気工作物に係る保安上の責任分界点については、電力会社との間に締結した申合せ書による。

(危険の表示)

第21条 特別高圧変電設備その他の高圧電気工作物が設置されている場所には、人の注意を喚起するための表示をするものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 電気工作物に係る保安上必要とする測定器具類を常に整備し、保管しておくものとする。

(設計図等の保存)

第23条 電気工作物に関する設計書、仕様書、取扱説明書等については、当該電気工作物の設置期間中保存するものとする。

(手続書類等の保存)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類、図面その他主要文書については、その原本若しくは原図又はそれらの写しを必要期間保存するものとする。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、保安業務の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第198号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第135号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第55号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第131号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第44号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第85号)

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第126号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第99号)

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第116号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第90号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第134号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

伊都地区

部局	部局長	管理範囲
人文科学研究院	人文科学研究院長	人文科学府、人文科学研究院、文学部及び附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門に設置した電気工作物
人間環境学研究院	人間環境学研究院長	人間環境学府、人間環境学研究院及び教育学部に設置した電気工作物
法学研究院	法学研究院長	法学府、法学研究院、法学部及び附属図書館付設記録資料館法制資料部門に設置した電気工作物
経済学研究院	経済学研究院長	経済学府、経済学研究院、経済学部及び附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門に設置した電気工作物
比較社会文化研究院	比較社会文化研究院長	地球社会統合科学府及び比較社会文化研究院に設置した電気工作物
言語文化研究院	言語文化研究院長	言語文化研究院に設置した電気工作物
数理学研究院	数理学研究院長	数理学府及び数理学研究院に設置した電気工作物
理学研究院	理学研究院長	理学府、理学研究院及び理学部に設置した電気工作物（低温センター伊都地区センター、加速器・ビーム応用科学センターを含む。）
工学研究院	工学研究院長	工学府、工学研究院及び工学部に設置した電気工作物（中央分析センター伊都分室を含む。）
システム情報科学研究院	システム情報科学研究院長	システム情報科学府及びシステム情報科学研究院に設置した電気工作物
農学研究院	農学研究院長	農学研究院、生物資源環境科学府及び農学部に設置した電気工作物
統合新領域学府	統合新領域学府長	統合新領域学府に設置した電気工作物
基幹教育院	基幹教育院長	基幹教育院に設置した電気工作物
高等研究院	高等研究院長	高等研究院に設置した電気工作物
先導物質化学研究所	先導物質化学研究所長	先導物質化学研究所に設置した電気工作物
マス・フォア・イ	マス・フォア・イン	マス・フォア・インダストリ研究所に設置した電気

ンダストリ研究所	ダストリ研究所長	工作物
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所に設置した電気工作物
附属図書館	附属図書館長	附属図書館（伊都図書館及び中央図書館（付設教材開発センター、付設記録資料館古文書・古記録部門を含む））に設置した電気工作物
実験生物環境制御センター	実験生物環境制御センター長	実験生物環境制御センターに設置した電気工作物
熱帯農学研究センター	熱帯農学研究センター長	熱帯農学研究センターに設置した電気工作物
留学生センター	留学生センター長	留学生センターに設置した電気工作物
韓国研究センター	韓国研究センター長	韓国研究センターに設置した電気工作物
低温センター	低温センター長	低温センターに設置した電気工作物
有体物管理センター	有体物管理センター長	有体物管理センターに設置した電気工作物
情報基盤研究開発センター	情報基盤研究開発センター長	情報基盤研究開発センター及び情報システム部情報基盤課に設置した電気工作物
アイソトープ統合安全管理センター	アイソトープ統合安全管理センター長	アイソトープ統合安全管理センターに設置した電気工作物
システムLSI研究センター	システムLSI研究センター長	システムLSI研究センターに設置した電気工作物
国際宇宙惑星環境研究センター	国際宇宙惑星環境研究センター長	国際宇宙惑星環境研究センターに設置した電気工作物
超伝導システム科学研究センター	超伝導システム科学研究センター長	超伝導システム科学研究センターに設置した電気工作物
超顕微解析研究センター	超顕微解析研究センター長	超顕微解析研究センターに設置した電気工作物
西部地区自然災害資料センター	西部地区自然災害資料センター長	西部地区自然災害資料センターに設置した電気工作物
未来化学創造センター	未来化学創造センター長	未来化学創造センターに設置した電気工作物

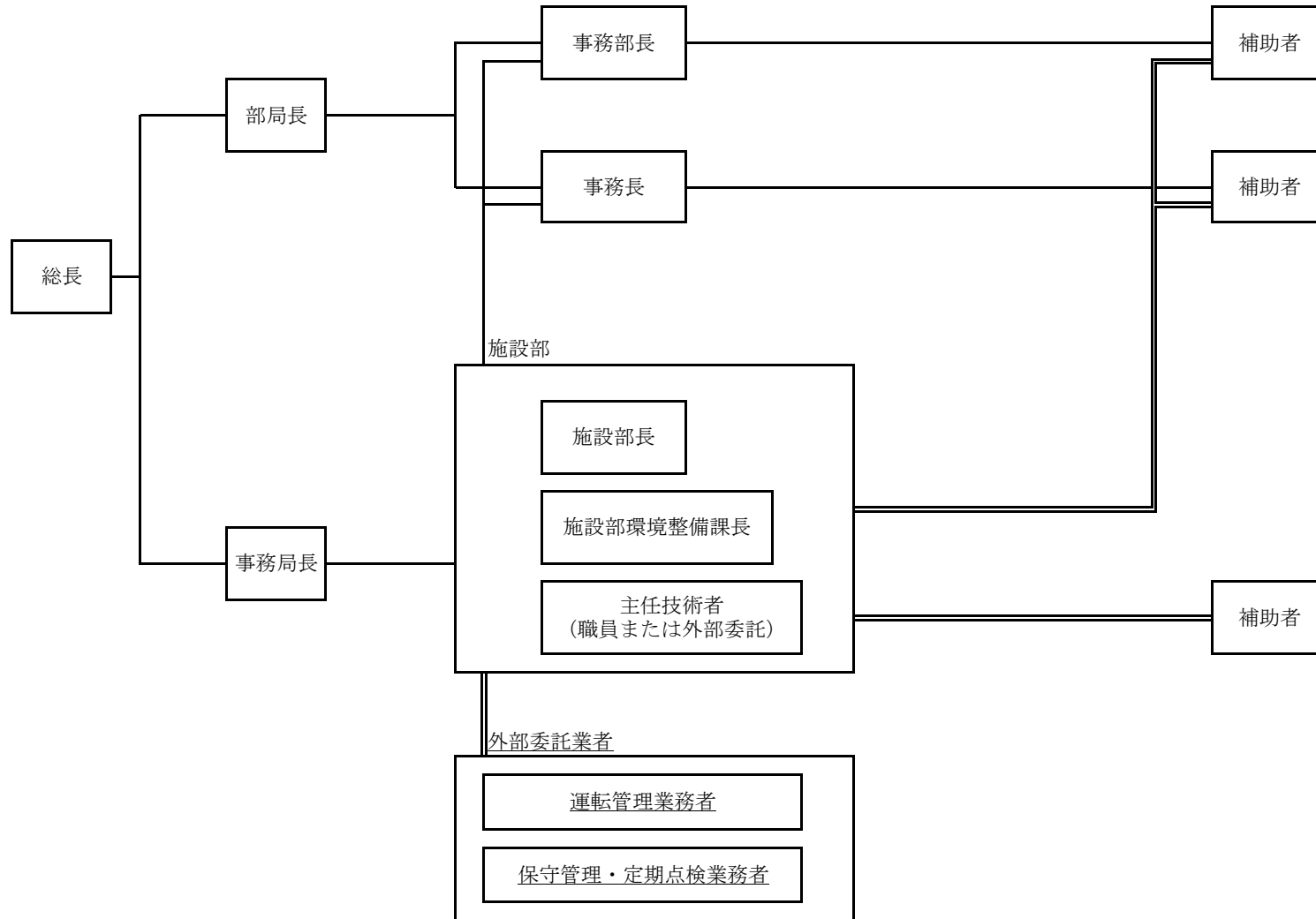
鉄鋼リサーチセンター	鉄鋼リサーチセンター長	鉄鋼リサーチセンターに設置した電気工作物
分子システム科学センター	分子システム科学センター長	分子システム科学センターに設置した電気工作物
日本エジプト科学技術連携センター	日本エジプト科学技術連携センター長	日本エジプト科学技術連携センターに設置した電気工作物
プラズマナノ界面工学センター	プラズマナノ界面工学センター長	プラズマナノ界面工学センターに設置した電気工作物
医用生体工学研究センター	医用生体工学研究センター長	医用生体工学研究センターに設置した電気工作物
次世代燃料電池産学連携研究センター	次世代燃料電池産学連携研究センター長	次世代燃料電池産学連携研究センターに設置した電気工作物
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	最先端有機光エレクトロニクス研究センター長	最先端有機光エレクトロニクス研究センターに設置した電気工作物
先端素粒子物理研究センター	先端素粒子物理研究センター長	先端素粒子物理研究センターに設置した電気工作物
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	分子システムデバイス産学連携教育研究センター長	分子システムデバイス産学連携教育研究センターに設置した電気工作物
水素材料先端科学研究センター	水素材料先端科学研究センター長	水素材料先端科学研究センターに設置した電気工作物
アジア埋蔵文化財研究センター	アジア埋蔵文化財研究センター長	アジア埋蔵文化財研究センターに設置した電気工作物
キャンパスライフ・健康支援センター	キャンパスライフ・健康支援センター長	キャンパスライフ・健康支援センターに設置した電気工作物
持続可能な社会のための決断科学センター	持続可能な社会のための決断科学センター長	持続可能な社会のための決断科学センターに設置した電気工作物
水素エネルギー国際研究センター	水素エネルギー国際研究センター長	水素エネルギー国際研究センターに設置した電気工作物
五感応用デバイス研究開発センター	五感応用デバイス研究開発センター長	五感応用デバイス研究開発センターに設置した電気工作物

都市研究センター	都市研究センター長	都市研究センターに設置した電気工作物
確率解析研究センター	確率解析研究センター長	確率解析研究センターに設置した電気工作物
多重ゼータ研究センター	多重ゼータ研究センター長	多重ゼータ研究センターに設置した電気工作物
サイバーセキュリティセンター	サイバーセキュリティセンター長	サイバーセキュリティセンターに設置した電気工作物
共進化社会システムイノベーションセンター	共進化社会システムイノベーションセンター長	共進化社会システムイノベーションセンターに設置した電気工作物
エネルギー研究教育機構	エネルギー研究教育機構長	エネルギー研究教育機構に設置した電気工作物
アジア・オセアニア研究教育機構	アジア・オセアニア研究教育機構長	アジア・オセアニア研究教育機構に設置した電気工作物
伊都診療所	伊都診療所長	伊都診療所に設置した電気工作物
先進電気推進飛行体研究センター	先進電気推進飛行体研究センター長	先進電気推進飛行体研究センターに設置した電気工作物
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	ネガティブエミッションテクノロジー研究センター長	ネガティブエミッションテクノロジー研究センターに設置した電気工作物
ラーニングアナリティクスセンター	ラーニングアナリティクスセンター長	ラーニングアナリティクスセンターに設置した電気工作物
洋上風力研究教育センター	洋上風力研究教育センター長	洋上風力研究教育センターに設置した電気工作物
事務局	事務局長	事務局に設置した電気工作物（環境安全センター、水素エネルギー国際研究センター、ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター、アドミッションセンター、科学技術イノベーション政策教育研究センター及び伊都地区にある学内共通利用施設を含む。）
人文社会科学系事務部	人文社会科学系事務部長	人文社会科学系事務部に設置した電気工作物
理学部等事務部	理学部等事務部長	理学部等事務部に設置した電気工作物

工学部等事務部	工学部等事務部長	工学部等事務部に設置した電気工作物
農学部等事務部	農学部等事務部長	農学部等事務部に設置した電気工作物
附属図書館事務部	附属図書館事務部長	附属図書館事務部に設置した電気工作物

別表第2 (第7条関係)

自家用電気工作物の保安に関する組織図



—— は指揮命令系統を示す。

==== は指揮命令系統及び連絡系統を示す。